

○熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例

(平成16年3月8日条例第13号)

改正	平成17年9月30日条例第80号	平成18年3月23日条例第25号
	平成18年10月4日条例第70号	平成24年3月6日条例第9号
	平成25年3月28日条例第16号	平成26年10月14日条例第55号
	平成27年7月13日条例第45号	平成29年3月24日条例第9号
	平成30年3月23日条例第14号	平成30年7月5日条例第43号
	令和2年3月4日条例第7号	

熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、入浴施設に関する衛生管理の徹底を図ることにより、レジオネラ症の発生を防止し、もって県民の健康を守ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 旅館 旅館業法(昭和23年法律第138号)に規定する旅館業を営む施設をいう。
- (2) 公衆浴場 公衆浴場法(昭和23年法律第139号)に規定する公衆浴場をいう。
- (3) 医療施設 医療法(昭和23年法律第205号)に規定する病院及び診療所をいう。
- (4) 社会福祉施設等 次に掲げる施設をいう。

ア 地域保健法(昭和22年法律第101号)に規定する市町村保健センター

イ 児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する児童発達支援、医療型児童発達支援又は放課後等デイサービスを行う事業所又は施設、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業又は小規模住居型児童養育事業を行う事業所並びに同法に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び児童相談所

ウ 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)に規定する身体障害者福祉センター

エ 生活保護法(昭和25年法律第144号)に規定する救護施設、更生施設、医療保護施設、授産施設及び宿所提供施設

オ 売春防止法(昭和31年法律第118号)に規定する婦人相談所及び婦人保護施設

カ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)に規定する老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業又は認知症対応型老人共同生活援助事業を行う事業所並びに同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び有料老人ホーム

キ 母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)に規定する母子・父子福祉センター及び母子・父子休養ホーム

ク 母子保健法(昭和40年法律第141号)に規定する母子健康包括支援センター

ケ 介護保険法(平成9年法律第123号)に規定する通所介護事業、通所リハビリテーション事業、短期入所生活介護事業、短期入所療養介護事業、特定施設入居者生活介護事業、地域密着型通所介護事業、認知症対応型通所介護事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型共同生活介護事業、地域密着型特定施設入居者生活介護事業、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業、複合型サービス事業、介護予防通所リハビリテーション

事業、介護予防短期入所生活介護事業、介護予防短期入所療養介護事業、介護予防特定施設入居者生活介護事業、介護予防認知症対応型通所介護事業、介護予防小規模多機能型居宅介護事業、介護予防認知症対応型共同生活介護事業又は第一号通所事業を行う事業所並びに同法に規定する介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び介護医療院

コ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助又は福祉ホームを行う事業所

サ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)に規定する幼保連携型認定こども園

シ 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設

ス アからシまで掲げる施設のほか、これらに類する施設として規則で定める施設

(5) 浴槽水 浴槽内の湯水をいう。

(6) 原湯 浴槽水として利用された湯水以外のもので、浴槽に直接注入される温水をいう。

(7) 原水 原湯の原料に用いる水及び浴槽水として利用された湯水以外のもので、浴槽水の温度を調整する目的で浴槽に直接注入される水をいう。

(8) 上がり用湯 洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水をいう。

(9) 上がり用水 洗い場及びシャワーに備え付けられて水栓から供給される水をいう。

(10) 入浴施設 浴槽又はシャワーを有する施設で、施設の利用者を入浴させるために設置されるもの(水道法(昭和32年法律第177号)第3条第9項に規定する給水装置により供給される水(以下「水道水」という。)のみを利用するもののうち利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃するもの又は浴槽を有しないもの、その他衛生上危害を生じるおそれがないものとして規則で定めるものを除く。)をいう。

(11) 循環式浴槽 ろ過器等を使用して浴槽水として利用された湯水を循環させる設備により湯水が注入される浴槽をいう。

(12) ろ過器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の微細な粒子、繊維等微細な異物を除去する装置をいう。

(13) 集毛器 浴槽水を再利用するため、浴槽水中の毛髪等異物を捕集する網状の装置をいう。

(14) 貯湯槽 原湯等入浴のために使用する温水を貯留する槽をいう。

(15) オーバーフロー水 浴槽からあふれた湯水をいう。

(旅館及び公衆浴場における基準)

第3条 旅館業法第4条第2項の措置の基準(入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止に関するものに限る。)は、次に掲げるとおりとする。ただし、利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃する場合にあっては、第4号から第6号まで及び第13号に掲げる基準は、適用しない。

(1) 貯湯槽を設置している場合にあっては、貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つこと。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

(2) 貯湯槽を設置している場合にあっては、定期的に貯湯槽と浴槽を結ぶ配管の生物膜の除

去を行うための清掃及び消毒を行うこと。

- (3) 洗い場の湯栓やシャワーへ送る湯水の温度を調節するための槽（以下「調節箱」という。）を設置している場合にあつては、調節箱を定期的に清掃すること。
- (4) 浴槽は、原湯又は十分にろ過した湯水により常に満杯状態に保ち、かつ、これらの湯水を供給することによりあふれさせ、浴槽水を清浄に保つこと。
- (5) 浴槽は、毎日完全に換水し、清掃すること。ただし、循環式浴槽で毎日完全に換水しないものは、1週間に1回以上完全に換水し、清掃すること。
- (6) 浴槽水の消毒に当たっては、規則で定める場合を除き、塩素系薬剤を使用し、浴槽水中の遊離残留塩素濃度を頻繁に測定して、規則で定める基準に適合させるとともに、当該測定結果は、測定の日から3年間保管すること。
- (7) 消毒装置を設置している場合にあつては、維持管理を適切に行うこと。
- (8) 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水(利用者ごとに完全に換水し、その都度清掃している浴槽内の浴槽水を除く。次号において同じ。)は、規則で定める基準に適合するよう水質を管理すること。
- (9) 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに浴槽水は、前号の規則で定める基準に適合しているかどうかについて次に掲げるところにより水質検査を行い、その検査の結果は、検査の日から3年間保管すること。
  - ア 水道水以外の湯水を使用した原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水並びに毎日完全に換水している浴槽内の浴槽水にあつては、1年に1回以上
  - イ 毎日完全に換水していない浴槽内の浴槽水にあつては、1年に2回以上(塩素系薬剤以外のもので消毒される浴槽水にあつては、1年に4回以上)
- (10) 前号の規定による水質検査の結果が第8号の規則で定める基準に適合していないことが判明したときは、入浴施設の使用を中止するなど利用者の安全の確保に努めること。また、その結果のうち規則で定める事項について適合していないときは、知事に報告すること。
- (11) 第9号の規定による水質検査の結果を利用者の見やすい場所に掲示すること。
- (12) 入浴施設の構造並びに浴槽の換水及び浴槽水の消毒の実施状況その他の衛生管理に関する事項について、施設内において利用者の見やすい場所に掲示するとともに、利用者から説明を求められたときには、自主管理手引書、点検表等を用いながら説明することに努めること。
- (13) 浴槽内に入る前には身体を洗うことなど、公衆衛生に害を及ぼすおそれのある行為をさせないよう注意喚起すること。
- (14) 循環式浴槽を設置する場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。
  - ア 集毛器は、毎日清掃すること。
  - イ ろ過器は、1週間に1回以上、ろ過器を十分に逆洗浄して汚れを排出すること。
  - ウ ろ過器及び湯水を浴槽とろ過器等との間で循環させるための配管(以下「循環配管」という。)は、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。
  - エ 塩素系薬剤は、ろ過器の直前に注入又は投入すること。
  - オ 循環配管は、図面等によりその設置の状況を正確に把握し、不要な配管は、除去し、又は通水しないこととする措置をとること。
  - カ オーバーフロー水及びオーバーフロー水を回収するために設置する回収槽(以下「回収槽」という。)内の湯水は、入浴のために使用しないこと。ただし、これにより難い場合

には、回収槽の内部、オーバーフロー水の配管等オーバーフロー水の流路の清掃及び消毒を頻繁に行うとともに、回収槽内の湯水を消毒すること。

キ 気泡発生装置、ジェット噴射装置等微小な水粒を発生させる原因となる設備(以下「気泡発生装置等」という。)を設置している浴槽は、毎日完全に換水していない浴槽内の浴槽水を使用しないこと。

ク 打たせ湯又はシャワーは、原湯又は原水のみを使用すること。

ケ 循環配管により循環している湯水(以下「循環水」という。)の誤飲を防ぐための措置をとること。

コ 浴槽に湯水がある時は、ろ過器及び消毒装置を常に作動させること。

(15) 配管を要する水位計を設置している場合にあつては、その配管は、1週間に1回以上、適切な消毒方法で生物膜を除去すること。

(16) シャワーを設置している場合にあつては、規則で定める基準により衛生に必要な措置をとること。

(17) 第1号から前号までに掲げる基準に基づく衛生管理を行うため、自主管理手引書及び点検表を作成するとともに、日常の衛生管理に係る責任者を定めること。

2 旅館業法施行令(昭和32年政令第152号)第1条第1項第8号、同条第2項第7号及び同条第3項第5号の構造設備の基準(入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止に関するものに限る。)は、次に掲げるとおりとする。

(1) 貯湯槽を設置する場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 貯湯槽の温度を、通常の使用状態において湯水の補給口、底部等に至るまで摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、これにより難しい場合には、貯湯槽内の湯水の消毒又は定期的に生物膜の除去を行うための清掃及び消毒が行える構造であること。

イ 完全に排水が行える構造であること。

(2) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合にあつては、点検、清掃及び排水を行うことができ、空気取入口から土ぼこり及び浴槽水が入らない構造であること。

(3) 屋外に浴槽を設置する場合にあつては、当該浴槽内の浴槽水は、屋内の浴槽内の浴槽水に混じらない構造であること。

(4) 循環式浴槽を設置する場合にあつては、次に掲げる措置を講ずること。

ア 原湯又は原水は、ろ過器及び循環配管に注入せず、浴槽水面の上部から浴槽に落とし込む構造であること。

イ ろ過器は、1時間当たりの湯水の処理能力が当該ろ過器と循環配管により接続している浴槽の容量以上のものであり、そのろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。また、ろ過器の前に集毛器が備えられている構造であること。

ウ 循環水は、浴槽の底部に近い部分で補給される構造であること。

エ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤の注入口又は投入口は、湯水がろ過器内に入る直前に設置される構造であること。

オ オーバーフロー水及び回収槽内の湯水は、入浴のために使用しない構造であること。

カ 気泡発生装置等を設置する浴槽は、毎日完全に換水していない浴槽内の浴槽水を使用しない構造であること。

キ 打たせ湯及びシャワーは、原湯又は原水を使用する構造であること。

(5) 調節箱を設置する場合にあっては、清掃が行える構造であること。

(6) 配管を要する水位計を設置する場合にあっては、その配管内の洗浄及び消毒が行える構造であること。

(7) 配管は、その内部の浴槽水として利用される湯水を完全に排水できる構造とすること。

- 3 公衆浴場法第3条第2項の措置の基準(入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止に関するものに限る。)は、第1項各号及び前項各号に掲げるとおりとする。ただし、利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃する場合にあっては、第1項第4号から第6号まで及び第13号に掲げる基準は、適用しない。

(医療施設及び社会福祉施設等における基準)

第4条 医療施設及び社会福祉施設等のうち入浴施設を有するものの設置者(以下「設置者」という。)は、入浴施設の衛生管理について必要な措置を講じなければならない。

- 2 前項の措置の基準は、前条第1項各号及び同条第2項各号に掲げるとおりとする。ただし、利用者ごとに浴槽を完全に換水し、その都度清掃する場合にあっては、同条第1項第4号から第6号まで及び第13号に掲げる基準は、適用しない。

(報告の要求及び立入検査)

第5条 知事は、前条の規定の施行のために必要があると認めるときは、設置者に対し、必要な事項を報告させ、又はその職員に、医療施設若しくは社会福祉施設等に立ち入り、前条第1項の規定による措置の実施の状況を検査させることができる。

- 2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(改善命令)

第6条 知事は、設置者が第4条第1項の規定に違反していると認めるときは、当該設置者に対し、同項の規定に対する違反を是正するために必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

(使用中止命令)

第7条 知事は、設置者が、第5条第1項の規定による報告の求めに応ぜず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは検査を拒み、若しくは妨げたとき、又は前条の規定により命じた必要な措置をとるべきことを拒んだときは、当該設置者に対し、入浴施設の使用の中止を命ずることができる。

(公表)

第8条 知事は、第3条第1項各号及び同条第2項各号に掲げる基準に違反した者に対し旅館業法第8条第1項若しくは公衆浴場法第7条第1項の規定により営業の停止を命じたとき、又は前条の規定により入浴施設の使用の中止を命じたときは、当該命令に係る旅館、公衆浴場、医療施設又は社会福祉施設等の名称及び所在地並びに営業の停止又は使用の中止を命じた理由を公表するものとする。

(適用除外)

第9条 この条例の規定は、熊本市の区域内に所在する旅館及び公衆浴場の入浴施設については、適用しない。

(雑則)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成16年10月1日から施行する。ただし、第3条第1項(同項第1号から第7号まで及び第14号に係る部分に限る。)、同条第3項(同条第1項第1号から第7号まで及び第14号に係る部分に限る。)及び第4条第2項(第3条第1項第1号から第7号まで及び第14号に係る部分に限る。)の規定は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第3条第2項、同条第3項(同条第2項各号に係る部分に限る。)及び第4条第2項(第3条第2項各号に係る部分に限る。)の規定は、この条例の施行の日以後に新築又は改築の工事に着手する入浴施設について適用する。

(社会福祉施設等に関する経過措置)

3 令和6年3月31日までの間における第2条の規定の適用については、同条第4号ケ中「介護医療院」とあるのは、「介護医療院、健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法に規定する介護療養型医療施設」とする。

(略)

附 則(令和2年3月4日条例第7号)

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第3項の改正規定 公布の日

(2) 第2条第4号の改正規定(同号イの改正規定を除く。)及び次項の規定 令和2年4月1日

(3) 前2号に掲げる規定以外の規定 令和2年10月1日

(経過措置)

2 前項第2号に掲げる規定の施行の際現に設置されている社会福祉法に規定する生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業を行う施設の入浴施設については、同号に掲げる規定による改正後の熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(以下「4月新条例」という。)第4条第2項(4月新条例第3条第2項各号に掲げる基準に係る部分に限る。)の規定は、前項第2号に掲げる規定の施行の日から同項第3号に掲げる規定の施行の日の前日までの間において初めて当該入浴施設の増設又は改設が行われるときまでは、適用しない。

3 附則第1項第3号に掲げる規定の施行の際現に設置されている入浴施設については、同号に掲げる規定による改正後の熊本県入浴施設におけるレジオネラ症の発生防止のための衛生管理に関する条例(以下「10月新条例」という。)第3条第2項、同条第3項(10月新条例第3条第2項各号に掲げる基準に係る部分に限る。)及び第4条第2項(10月新条例第3条第2項各号に掲げる基準に係る部分に限る。)の規定は、附則第1項第3号に掲げる規定の施行の日以後初めて当該入浴施設の増設又は改設が行われるときまでは、適用しない。